



## つむぎだより No.47

＝甘いからツライヘ＝

2月には、バレンタインデーがありましたね。巷では、チョコレートがたくさん売られており、皆さまも目移りされていたのではないのでしょうか。

私は、今年もスタッフへの『感謝』のチョコレートを用意しました。私だけでなく、毎年生チョコレートを手作りして持ってきてくれるスタッフや、とても可愛くて食べるのがためらわれるようなチョコ、珍しい風味のチョコを買ってきてくれたスタッフもいて、みんなでいろんなチョコを食べて楽しみました。

最近「義理チョコ」が衰退し、「押しチョコ」が流行ってきているとか。食べすぎには注意が必要ですが、すっかり2月のイベントとして楽しんでいます。

そしてバレンタインデーが過ぎ、下旬ともなるとやって来るのが「花粉」です。甘い季節が終わり、ツライ季節への移り変わりです。マスクや薬は手放せません。GWまで我慢が続きます！！（川東）

★2024年3月号

### 1、フリーランスに係る取引の適正化について

特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法、以下、「本法」といいます）の施行に向けて、公正取引委員会は、検討会でとりまとめた報告書を公表しました。

◆業務委託時に明示しなければならない事項（本法3条1項）

本法3条1項では、業務委託をした場合、直ちに「委託業務の内容」「報酬の額」「報酬の支払期日」および「公正取引委員会規則に定める事項」を明示しなければならないとしています。検討会では、下請法や業法・業界の慣行を踏まえて「公正取引委員会規則に定める事項」を検討した結果、下記の項目の明示が適当だと発表しました。

- ①業務委託事業者および特定受託事業者（フリーランス）の商号、名称等
- ②業務委託をした日
- ③業務委託の内容
- ④納入期日
- ⑤納入場所
- ⑥委託した業務内容の検査を行う場合、その検査を完了する期日
- ⑦報酬の額
- ⑧報酬の支払い期日
- ⑨報酬の支払に必要な事項（全部または一部をデジタル払い等で行う場合）
- ⑩具体的な金額を記載することが困難なやむをえない事情がある場合、報酬の具体的な金額の算定方法

- ⑪業務を委託をした時に書面や電磁的方法で明示しない事項（未定事項）がある場合、その内容が定められない理由および内容を定める予定期日
- ⑫基本契約等の共通事項があらかじめ明示された場合の個別契約との関連付けの明示

報告書では、上記のほか、任意事項とされる電磁的方法による明示の認否や、再委託する場合の取扱いについても方針が示されています。フリーランスとの取引がある場合は、新法の施行までに準備を進めていきましょう。

【公正取引委員会「『特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会』報告書について」】

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119\\_1\\_fl\\_report.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_fl_report.html)

#### ★各種保険料率の変更★

★協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は令和6年3月分より変更となります。詳細は、協会けんぽからの案内をご参照下さい。

★健康保険組合については、各保険者からの情報をご確認下さい。

★雇用保険料は令和5年度と同率です。給与計算の際には、ご注意ください。

## ＝季節のコラム＝

3月は相撲の春場所がありますが、大阪にもかつて「国技館」があったことは、ご存じでしょうか？

『大坂相撲』は、商人たちの後援を背景に、18世紀後半までは隆盛を誇ったとか。しかしその後江戸詰めの諸大名が、お抱え力士を江戸相撲に出場させるようになると、勢いを失っていったようです。それでも、大正8年、新世界・ルナパーク南側に「大阪国技館」がオープン。ただ人気力士がおらず、6年ほどで興行がなくなります。そして昭和12年3月、今度は現在の城東区古市に、「大阪関目国技館」が完成するも、戦争のため昭和16年に閉じてしまいます。

建物は無くなっても、後援者を指す「タニマチ」などに、大阪の相撲好き精神が残っていますね。(鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

## 2、売り手市場の就活状況

### ◆大学生の就職内定率は86%

いよいよ3月卒業の学生等が、新入社員として働き始める時期が近づいてきました。今春卒業予定の学生等の就職状況はどうだったのでしょうか。

厚生労働省と文部科学省が公表した、令和6年3月大学等の卒業予定者の就職内定状況調査(令和5年12月1日現在)によれば、大学生の就職内定率は86.0%で、前年同期比1.6ポイント上昇となっています。また、短期大学の内定率は66.7%で同2.7ポイント低下となっているものの、高等専門学校は97.8%(同1.2ポイント上昇)、および専修学校(専門課程)は73.2%(同3.4ポイント上昇)と、売り手市場が続いている状況です。

### ◆学生の困り込みのための「オヤカク」

学生優位の売り手市場において、企業側も内定者の困り込みに必死になっています。最近では、内定辞退を防ぐため、就職希望者の親に、入社や内定の承諾を確認する「オヤカク」などの広がりが、多く報道されているところ です。

### ◆人材確保の困難化への対応を

これまでの新卒採用は、4月入社に向けた一括採用が主流でした。しかし、労働力人口の減少やグローバル化の状況を踏まえ、経団連は多様な人材の獲得に向けて通年採用の拡大を提言しています。今後、大企業の通年採用の拡大が予想される中、内定辞退率の高さで悩まされがちな中小企業は、人材獲得のさらなる困難化が指摘されています。

深刻化する人材確保の問題に対応すべく、自社における採用活動のあり方を、より一層検討していく必要があるでしょう。

【厚生労働省・文部科学省「令和5年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査(令和5年12月1日現在)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11805001/001197583.pdf>



## 3、今月のおすすめ本

今月は「幸せのスイッチをオンにするメンタルの取扱説明書」(著者:エマ・ヘップバーン 訳:木村千里 出版:ディスカヴァー・トゥエンティワン)をご紹介します。

ここ数年、メンタルヘルスのセルフケア研修や、管理職研修を実施することが多くなりましたが、この本は、セルフケアのヒントになるものがたくさん書かれています。

主に考え方のヒントになるものが多いのですが、絵もあり、書き込みもできるようになっていて、楽しく読み進めることができます。“自分自身の考え方を少し変えることで、気持ちが軽くなる”ということを知ってもらえる一冊です。

最近では、精神的に落ち込み、休職されている方もかなりの割合で増えてきていると実感しています。

事業や家族を守るために、まずはご自身のケアのヒントとして、役立てて頂ければと思います。(川東)

